

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（JVCEA）協会の業務内容について

■業務

当協会は、暗号資産交換業、電子決済手段等取引業及び資金移動業並びに暗号資産等関連デリバティブ取引業の適正な実施を確保し、その健全な発展及び利用者等の利益の保護に資することを目的としています。

当協会の行う業務の内容は次の通りです。

○自主規制規則の制定

会員の業務運営に関する自主規制規則を制定します。

○会員に対する監査

会員の法令及び自主規制規則の遵守状況の監査を行います。

○会員に対する指導、勧告及び処分

会員に対し、資金決済法及び金融商品取引法その他の法令及び自主規制規則を遵守させるための指導並びに契約内容の適正化その他の利用者等の利益保護のために必要な指導を行います。

会員が新規の暗号資産を取扱う際に届出を受け、その適切性について確認します。

会員が法令又は自主規制規則に違反した場合、必要な指導、勧告又は処分を行います。

○業務相談

法令及び自主規制規則の遵守に関する会員の業務上の相談を受け、その対処を支援します。

資金決済法第 37 条の 2 に基づく特定信託会社の登録申請を予定する会員に対して、支援を行います。

資金決済法第 62 条の 4 に基づく電子決済手段等取引業者の登録申請を予定する会員に対して、支援を行います。

資金決済法第 63 条の 2 に基づく暗号資産交換業者の登録申請を予定する会員に対して、支援を行います。

金融商品取引法第 29 条に基づく金融商品取引業（暗号資産等関連デリバティブ取引業に限る。）の登録申請を予定する会員に対して、支援を行います。

○苦情受付

暗号資産交換業、電子決済手段等取引業及び資金移動業に関する会員の利用者からの苦情等を受け、その解決を図ります。

暗号資産交換業、電子決済手段等取引業及び資金移動業に関する紛争解決については、弁護士会が運営する紛争解決機関にその解決を委託します。

暗号資産等関連デリバティブ取引業に関する会員の利用者からの苦情受付及び紛争解決については、金融商品取引法に基づく指定紛争解決機関(金融 ADR 機関)である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（略称: FINMAC）にその解決を委託し

ます。

その他、暗号資産交換業、電子決済手段等取引業及び資金移動業に関する苦情等を広く受け、消費者被害の防止を図ります。

○情報提供

会員の取扱う暗号資産に関する情報を一般に提供します。

暗号資産、電子決済手段等を利用した犯罪や不公正な取引等に関する注意喚起を発信します。

○統計調査

会員データを集計し、国内の暗号資産、電子決済手段等及び暗号資産等関連デリバティブ取引に関する統計情報を提供します。

暗号資産、電子決済手段等及びこれに付随するブロックチェーン等の情報技術に関する調査研究、研修等を開催します。

その他、当協会の定款第 5 条第 1 項乃至第 4 項に規定する暗号資産交換業、電子決済手段等取引業及び資金移動業並びに暗号資産等関連デリバティブ取引業の健全な発展及び利用者の保護に資する業務を行います。